

第8回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月11日（水）午後3時～午後4時
- 2 場 所 入間市役所 5階 503会議室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一
委 員 企画部長 加藤 保夫、総務部長 田雑 弘章、こども支援部長 鳥山
政之、永瀬 久、小林 由利、浦嶋 健二
所管課 保育幼稚園課長 鈴木 浩昭 主幹 上野 順一
事務局 企画部次長 浅見 嘉之、企画課長 玉井 栄治、主幹 亀田 一生、
副主幹 齋藤 謙次郎
- 4 欠席者 なし
- 5 対象施設 入間市立黒須保育所
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、業務仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、指定管理者の選定は原則公募とする。とある。また、ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。となっており、理由によっては非公募とすることもある。

委員の皆様には、入間市立黒須保育所の指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

ここで過去の経緯について説明する。黒須保育所に指定管理者制度を導入したのは、平成18年4月になる。新規導入時の選定方法は、その他公募によらない方法をとることに相当の理由があるときとして、非公募による選定となった。その理由としては、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」において、「公共サービスの公平・公正な提供を行う団体で収益を目的としない法人等を指定するとき」及び「公共的団体に委託しており、平成18年度からの指定にあたって

は公募への移行に関し条件整備が整わないと判断されるとき」に該当となったことによる。

次に、2期目の更新では、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」にある「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」及び「公共サービスの公平・公正な提供を行う団体で収益を目的としない法人等を指定するとき」に該当になったものである。当施設は、長年に渡る保育園の経営実績及び、平成元年からの黒須保育所の管理実績を有しており、保護者のニーズを把握しながらの保育の実施等、保育を実施する上での取り組む姿勢が評価されると認められ、指定管理者の選定は公募が原則だが、条例、指針にのっとり2期目についても、非公募となり、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。3期目の更新においても、2期目と同様の理由により、非公募となっている。なお、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」は、平成27年5月に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」が策定されたことにより、廃止となっており、今回が現在運用しているガイドライン策定後初めての選定ということになる。

委員長：続いて、所管課である保育幼稚園課の公募非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：黒須保育所を所管する保育幼稚園課としては、次の2つの理由から非公募にしたいと考えている。人間市立黒須保育所は、現行の指定管理者である社会福祉法人樹人会が平成元年4月1日から管理委託により運営をしている。事務局からの説明にもあったが、さらに平成18年度からは指定管理者制度の導入により平成18年度から20年度までの3年間は第1期、2期目は平成21年度から25年度の5年間、3期目は平成26年度から30年度の5年間において、これまでのノウハウを活かし、適切に役割を担ってきた実績を高く評価され、継続して指定管理者として選定されている。平成18年度から指定管理者による管理の実施を開始し、平成30年度までの長期間、管理委託制度から換算すると30年間に渡り、事故もなく安定した施設運営を継続し、保護者や地域との交流や連携に努めた施設運営を心掛けており、社会福祉法人樹人会の運営による黒須保育所は、地域に根ざした施設となっている。

まず非公募としたい理由の1点目として、保育所の運営を新たな社会福祉法人等を指定管理者に指定した場合、現在の施設運営や保育士に慣れ親しんでいた児童や保護者に与える影響は、少なからず起き得ると思われる。公立保育所、私立保育園、さらに定員19名までで2歳児までの小規模な地域型を合わせて市内に30近くある保育施設から、保育方針、保育士資質や児童への対応状況等を考慮して施設を選択する保護者も少なくない。1歳に入所したとしても4年間という長期間通うことを前提に施設を選択した保護者にとって、当該施設の指定管理者が変更となることによって、運営内容等が変わることは予期せぬこととなり、理

解を得るのは難しいと考える。

また、人を育てる現場において児童の視点で考えた場合、指定管理者を変更することはよい影響を及ぼさないと考えることから、『指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン』の『③公募を行うことが適当でないと認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき。』の『ア 福祉施設等で、指定管理者の変更が住民（利用者）に大きな負担を強いる場合。』の規定に基づき、所管課としては、非公募として現指定管理者から応募を求めることが望ましいと考える。

次に２点目として、黒須保育所は昭和４４年の竣工であり、築４９年が経過し、老朽化が進んでいることがある。現在、市では将来の公共施設の再整備や再配置に向けて、小中学校や公民館、保育所などの施設の統廃合や複合化の具体的な方向性を定める「公共施設マネジメント事業計画」の策定を進めている。その中で、豊岡保育所、高倉保育所、黒須保育所の３施設の統廃合が検討されており、『指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン』の『③公募を行うことが適当でないと認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき』の『オ 施設の在り方について検討中の施設や近く廃止することとしている施設について、検討の結果が出るまで、または廃止になるまでの間、暫定的に管理を継続する必要がある場合』にも該当すると考えられる。

これらの理由により、所管課としては、非公募でお願いしたいと考えている。

委員長：指定管理者の選定についてはガイドラインにおいて、原則公募とするとあるが、所管課の説明によれば非公募による募集に該当するのではとの意見があった。公募にするか、非公募にするかについて意見をお願いしたい。

委員：所管課では実績を高く評価しているようだが、ガイドラインでは「現行の指定管理者からのみ申請を受けることとするには、現行の実績を客観的に評価し、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できると判断できる場合に限る」とある。第三者評価、利用者アンケートについて、もう少し説明してほしい。

所管課：利用者からの評価及び第三者評価についての資料を追加資料として配付してほしいか。

委員長：よろしい。

所管課：はじめに利用者アンケートについて説明する。入所児童７３名、世帯数としては５４世帯の保護者にアンケートを依頼し、５４世帯中３０世帯から回答があった。その回答において、『施設に対する満足度』は、約８割の世帯（保護者）で「満足または、概ね満足している」という回答であった。「問１ 保育所での活動は、お子さんの心身の発達に役立っていると思いますか。」との質問では、９０％の保護者が「はい」と回答しており、残りの１０％については、「どちらともいえ

ない」、「わからない」であり、「いいえ」の回答はなかった。「問4 お子さんに対する職員の対応は、お子さんの気持ちや様子に配慮し、適切であると思いますか」の質問では、80%の保護者が「はい」と回答した。「問5 保育所でのお子さんの様子を尋ねたり、子育てでの心配ごとなどを職員に話したり相談したりできますか」との質問でも80%の保護者が「はい」と回答している。「問12 保育所の活動や保育について、気になることや意見がある場合、保育所に伝えることはできますか」との質問には、80%の保護者が「はい」と回答しており、また「問13-2 保育所の対応は迅速でしたか」の質問には、100%の保護者が「はい」と回答している。「問13-3 保育所の対応は、十分満足できるものでしたか」の質問には、90%の保護者が「はい」と回答しており、保護者との信頼関係は築かれていると考えている。アンケート結果から保護者は、樹人会(黒須保育所)の保育内容は、「満足」または「問題はない」と考えていると、分析をしている。

次に、第三者評価は、今年4月から6月にかけて実施をした。指定管理者による自己評価やアピールを踏まえた上で、第三者機関により①事業報告書や利用者アンケート等の書面の内容確認、②施設の現地調査、③施設管理者等に対するヒアリングを元に実施した。評価項目は、大きく4区分、16カテゴリー、30項目である。今回実施した第三者評価において、30項目中で適正と評価されたC判定以上の項目は、25項目で80%以上であることから、所管課としては概ね適正な運営がされていると考えている。しかしながら、更なる努力が必要という評価のD判定が5項目あった。その内容を見ると、『Ⅲ-2-1 建物等の安全性の確保・機能維持』、『Ⅲ-2-2 外構施設の安全性の確保。機能維持』の2項目については、施設等の老朽化に伴う部分であり、主に市側の原因である。残る3項目のうち、『Ⅱ-5-1 事故防止のための取組』については、不審者情報や保育所内で起こりうる事故などの情報は、職員会議で情報共有を図っており、また安全管理マニュアル等も活用されているが、施設の老朽化に伴う危険個所の把握や考察等が行われていなかったためである。『Ⅱ-5-3 災害発生時の対応方法、体制』については、毎月の避難訓練の実施はもちろんのこと安全管理マニュアル等も作成され、市や消防署、警備会社と連携を取り、緊急時に備えているが、大地震などの大災害時に保育所内で安全が確保できない場合や保護者との連絡が取れない場合にどうするかが提示されていなかったとのことである。最後に『Ⅲ-4-1 個人情報保護』については、「関連する文書は鍵付きの棚に保管」、「保育所の外には持ち出さない」、「職員の守秘義務」などはルール化されており、また個人情報を含む文書の破棄についてもシュレッダー処理をされ、きちんと管理をされているが、文書として明文化されておらず、また保護者向けの入所のしおりや家庭調査票に個人情報の取り扱いについての記載や保護者の意向確認がないということであっ

た。

今回D判定となった項目のうち、施設の老朽化による市側に起因するものを除く3項目については、1ヶ月以内に改善報告書を提出するよう指定管理者に対し文書で通知しており、すでに法人内において改善のための会議を開催し、保育所の実情に合わせた安全管理マニュアルの整備や個人情報管理の明文化について、対応中であるとの回答を得ている。

なお、毎年、実施している保育幼稚園課によるモニタリング評価においては、1組織職員配置などの実施体制、2施設全般の管理運営状況、3サービス向上への取組状況、4個人情報の保護、5経理の執行状況、6施設の利用状況、7市への報告体制の7区分25項目を5段階で評価しており、全ての項目で適正に管理運営がされていると評価している。

委員：第三者評価を実施した法人は、第三者評価実施機関としてどのような実績があるのか。利用者アンケートは客観的に意見聴取をしているかと思うが、客観性がどう担保されているかを説明いただきたい。

委員：第三者評価を実施するにあたり、他市で保育所等の第三者評価の実績を踏まえ依頼したものである。利用者アンケートについても、第三者評価実施機関が行い、調査票の回収についてもその実施機関が取りまとめを行っていることから、客観性が担保されていると考える。

委員長：利用者として何か意見はあるか。

委員：子どもたちや保護者にとって、黒須保育所はなくてはならない場所であることを伝えたい。施設の老朽化はどう改善されるのか。

所管課：入間市内の公立保育所の大半は、老朽化しており、施設の修繕や整備することが難しい部分もある。公共施設マネジメント事業計画の中で老朽化した施設も含めて整備計画を進めていくが、当面の間は必要な応急措置について、運営に差し支えない範囲で実施していく考えである。

委員：ブロック塀などが倒れた場合には子どもでは避けられないものもあるが、調査を行うことはしないのか。

所管課：すでに市では学校や保育所におけるブロック塀の危険度調査を進めている。保育所の中でも危険なブロック塀について、早急に取り壊し等対応できるよう予算の確保を進めている。

委員：耐震基準はどうか。

所管課：市内の公立保育所について、耐震に問題がある施設はないが、雨漏り等修繕が必要な施設はある。

委員長：他に意見がないようであれば、公募にするか非公募にするかを決定したいと思う。

委員の意見を踏まえると黒須保育所については、非公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では黒須保育所については、非公募として決定する。

(2) 募集要項について

所管課：最初に資料8-1 人間市立黒須保育所募集要項案について説明する。1ページには、「指定管理者制度導入の目的」と「施設の概要」を記載している。2ページから4ページまでは、「管理の基準」ということで、開所時間や保育時間、休所日、その他、関係法規等の遵守や個人情報保護等、管理に関する基準を記載した。さらに、4ページには、「業務内容」と「経費に関する事項」を記載している。「経費に関する事項」では、指定管理者に支払う指定管理料（経費）や時間外保育料、延長保育料について、また施設の修繕について定めている。平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間の指定管理料については、記載のとおりである。次に「指定管理者と市との業務役割分担」は、表のとおりである。募集要項の7ページから11ページにかけては、「応募者の資格要件」、「提出書類」、「公募手続き」、「選定方法」について記載している。12ページの「15審査項目」については、人間市指定管理者候補選定委員会において、応募者から提出された応募書類等について、総合的に審査していただくための審査項目一覧表である。「1基本事項」から「6その他」まで、大きく6つの項目に分類し、300点満点としている。配点については「基本方針、基本コンセプトの理解」、「保育内容及び方法等」、「利用者サービスの向上」、「職員配置の考え方」、「緊急時の対応」の5項目については、安全な保育の実施体制を鑑み、配点を高くした。14ページ以降は、「選定結果の通知」、「協定の締結」、「保険への加入」や様式集を記載した。

続いて、資料8-3業務仕様書案について説明する。1ページには「2黒須保育所の業務に関する基本的な考え方」として、黒須保育所を管理運営するにあたり、基本的な考え方を5項目挙げている。続いて、「3施設の概要」から2ページの「7指定管理期間」の内容については、募集要項で説明したとおりである。8では、黒須保育所の管理運営にかかる「法令等の遵守」について明記した。3ページの「9業務内容」では、黒須保育所における業務の内容を大きく9つの項目に分けて記載した。特に「(1)入所児童の保育に関すること」については、指定管理の一番の目的である保育内容について規定をしている。5ページ以降につきまちは、「指定管理料について」や「モニタリングの実施」、「業務を実施するにあたっての留意事項」等を記載している。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。

委員：定員の項目に0歳児から5歳児が90名とあるが、何歳児が何人といった分け方はあるのか。

所管課：明確な規定はないが、応募にあたっては人数を示していきたいと考える。定員は

保育所の規模から90名としている。

委員：現時点の人数はわかるか。

所管課：募集要項20ページに現在入所している児童数についてまとめている。

委員：指定管理料について、毎年指定管理料が上がっている。募集要項案の17ページに指定管理料積算資料を見ると、運営費相当額が上がっている。他の指定管理施設の募集要項においては、消費税の増額以外で指定管理料が上がっていることはなかったが、黒須保育所だけ増額になる理由を教えてください。

所管課：運営費相当額は国が定めるものであり、保育単価について近年1%ずつ増加が見られる傾向にある。そのため、今回の積算においてもこの増加分を勘案したものである。

委員：この積算によれば、0歳児は6人、1・2歳児は36人で計算がされているが、人数については上限人数とみてよいか。

所管課：人数については現状の実績から想定の人数を出したものである。

委員：さきほど第三者評価でD評価があったが、この募集要項、仕様書を満たせば本来はD評価ではなくなるということなのか。もし満たせないということであれば、もう少し踏み込んで仕様書を作成するべきではないか。

所管課：現時点の要項案や仕様書案ではD評価となった部分を改善させる内容になっていない。差し支えなければその部分を加えた内容の募集要項及び仕様書に修正させていただきます。

委員長：D判定の箇所について改善が図れるよう、募集要項及び仕様書を修正したいとのことだがよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：他になければ、所管課で示した案で、D判定を改善できるよう修正したもので決定してよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に2～8を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを施設所管課と事務局で確認する。次に、②提案審査として、より公平に

評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とする。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。

なお、応募が1団体であっても最低基準点に達しない場合には選定されず、改めて公募を行う。

委員長：何か意見はあるか。なければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

募集要項等の配布 7月25日～8月30日

応募者に対する現地説明会 非公募のため実施しません。

応募者からの質問受付 8月7日～8月21日

申請書受付 8月31日～9月11日

提案者によるプレゼンテーション 10月10日（指定管理者候補選定委員会）

以上